

筑西広域市町村圏事務組合きぬ聖苑の設置及び管理等に関する条例施行規則

平成5年3月31日

規則第3号

改正 平成11年3月24日規則第8号 平成11年8月2日規則第11号
平成17年10月1日規則第12号 平成18年11月8日規則第9号
平成19年3月29日規則第4号 平成20年3月28日規則第5号
平成31年4月23日規則第9号

筑西広域市町村圏事務組合火葬場の設置、管理及び使用に関する条例施行規則（昭和56年組合規則第13号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、筑西広域市町村圏事務組合きぬ聖苑（以下「きぬ聖苑」という。）の設置及び管理等に関する条例（平成4年組合条例第9号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（使用時間等）

第2条 きぬ聖苑における使用時間及び休苑日は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 使用時間 午前9時から午後5時まで、ただし、通夜を行う場合はその限りでない。
- (2) 休苑日 1月1日から1月3日まで、8月15日・16日及び友引の日

2 前項の規定にかかわらず、筑西広域市町村圏事務組合管理者（以下「管理者」という。）が特に必要と認めた場合は、使用時間及び休苑を変更することができる。

（圏域住民）

第3条 条例別表に掲げる「圏域住民」とは、死亡者又は申請者（葬儀を執行する者をいう。）が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づく構成市の住民基本台帳に登録されている者又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定に基づく構成市の外国人登録原票に登録されている者をいう。

（使用許可の申請等）

第4条 条例第5条の規定によるきぬ聖苑の使用許可等を受けようとする者は、次の各号に掲げる申請書を死亡者が居住していた市町村長に提出しなければならない。ただし、斎場及び待合室（以下「斎場等」という。）の使用に係る第3号の申請書、第5号の申請書及び墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和23年厚生省令第24号。以下「厚生省令」という。）第5条による分骨に係る第6号の申請書については、管理者に提出するものとする。

- (1) 死体埋火葬許可申請書（様式第1号）
- (2) 死胎埋火葬許可申請書（様式第2号）
- (3) 斎場等使用許可申請書（様式第3号）
- (4) 改葬に伴う火葬許可申請書（様式第4号）
- (5) 焼却（産じょく及び身体の一部）使用許可申請書（様式第5号）
- (6) 厚生省令第5条による分骨に係る死体火葬証明申請書（様式第6号）

（使用の許可等）

第5条 管理者は、前条の規定により、申請を受理した市町村から連絡を受けた後、その申請を許可したときは、当該申請者に次の各号に掲げる許可証を交付するものとする。

- (1) 死体埋火葬許可証（様式第7号）死体火葬場使用許可証（様式第8号）
- (2) 死胎埋火葬許可証（様式第9号）死胎火葬場使用許可証（様式第10号）
- (3) 斎場等使用許可証（様式第11号）
- (4) 改葬に伴う火葬場使用許可証（様式第12号）
- (5) 焼却（産じょく及び身体の一部）使用許可証（様式第13号）
- (6) 厚生省令第5条による分骨に係る死体火葬証明書（様式第14号）

2 使用者は、きぬ聖苑を使用する際に、使用許可証を係員に提示しなければならない。

(使用許可の順序)

第6条 きぬ聖苑の使用許可は、申込順序により行うものとする。ただし、申込みが同時になされた時の使用許可は申込当事者と協議のうえ定めるものとする。

(使用料の納付)

第7条 条例第6条第1項に規定する使用料は、きぬ聖苑を使用する際に納付しなければならない。ただし、斎場等の使用料に係る超過料金は、使用后、直ちに納付しなければならない。

(領収証の交付)

第7条の2 前条の規定により使用料が納付されたときは、領収証(様式第17号)を当該納付者に交付するものとする。ただし、斎場等の使用料に係る超過料金が納付されたときは、斎場等使用許可証(様式第11号)による領収証を当該納付者に交付するものとする。

(使用料の減免)

第8条 条例第6条第2項の規定により、使用料を減免することのできる場合は次の各号の一に該当しなければならない。

- (1) 死亡者が構成市で生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けているとき。
- (2) その他管理者が減免を必要と認めたとき。

2 前項の規定により減免を受けようとするときは、きぬ聖苑使用料減免申請書(様式第15号)を管理者に提出しなければならない。

3 管理者は、使用料の減免を決定したときは、きぬ聖苑使用料減免決定通知書(様式第16号)により通知するものとする。

(備付け帳簿等)

第9条 管理者は、きぬ聖苑に厚生省令第6条第2項及び第7条第3項に定めるもののほか、次の各号に掲げる帳簿等を備えておかななければならない。

- (1) 備品台帳
- (2) きぬ聖苑使用許可処理簿
- (3) 業務日誌
- (4) その他管理者が指定する帳簿等

(業務報告)

第10条 場長は、毎月の業務状況をきぬ聖苑業務報告書(様式第17号)により翌月の10日までに管理者に報告しなければならない。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、きぬ聖苑の管理運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月24日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則(平成11年8月2日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年10月1日規則第12号)

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成18年11月8日規則第9号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 29 日規則第 4 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 28 日規則第 5 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 23 日規則第 9 号）

この規則は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

様式（省略）